（届出事項等）

第五十一条　法第百二十六条第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五　（略）

六　組合若しくは連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（組合にあっては法第百二十六条第三号、連合会にあっては同条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七　（略）

八　その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（組合にあっては法第百二十六条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないもの、連合会にあっては同条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないものを除く。）

九～十二　（略）

十三～十六　（略）

十七　法第四十一条の二第一項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）の会計監査人の就任又は退任があった場合

十八　組合、連合会若しくはその子会社又は信用事業受託者（第二項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては、当該組合又は連合会が委託する信用事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

十九・二十　（略）

2　前項第十八号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　法第十一条の十、法第十一条の十一において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条の四十五又は法第百九条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五　（略）

3　（略）

4　組合又は連合会は、第一項第十七号又は第十八号に掲げる場合において法第百二十六条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

5　法第十一条の八第三項の規定は、第一項第九号から第十二号までに規定する議決権について準用する。

（行政庁等）

第五十三条　この命令中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域を越える区域を地区とする組合及び連合会並びに都道府県の区域を地区とする連合会については農林水産大臣及び金融庁長官（当該組合が法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行わない場合にあっては、農林水産大臣）、共済水産業協同組合連合会については農林水産大臣、その他の組合及び連合会については主たる事務所を管轄する都道府県知事とする。

（届出事項等）

第五十一条　法第百二十六条の二第十二号の主務省令（倉荷証券に関するもの並びに金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五　（略）

六　組合若しくは連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社（組合にあっては法第百二十六条の二第三号、連合会にあっては同条第六号の規定により子会社とすることについて届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七　（略）

八　その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（組合にあっては法第百二十六条の二第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないもの、連合会にあっては同条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないものを除く。）

九～十二　（略）

十二の二～十五　（略）

（新設）

十六　組合、連合会若しくはその子会社又は信用事業受託者（第三項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあっては、当該組合又は連合会が委託する信用事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

十七・十八　（略）

2　第一項第十六号に規定する不祥事件とは、組合等又はその従業者（組合等が法人等であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　法第十一条の八、法第十一条の九において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条の四十五又は法第百二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四・五　（略）

3　（略）

4　組合又は連合会は、第一項第十七号又は第十八号に掲げる場合において法第百二十六条の二の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して行政庁に提出しなければならない。

一～三　（略）

5　法第十一条の六第三項の規定は、第一項第九号から第十二号までに規定する議決権について準用する。

（行政庁等）

第五十三条　この命令中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び連合会並びに都道府県の区域を地区とする連合会については農林水産大臣及び金融庁長官（当該組合が法第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行わない場合にあっては、農林水産大臣）、共済水産業協同組合連合会については農林水産大臣、その他の組合及び連合会については主たる事務所を管轄する都道府県知事とする。